第十条中「第九条の二に規定する積立金等」を「第九条の三第一項に規定する厚生年金保険給付積立金等及び同条第二項に規定する退職等年金給付積立金等」に改める。

第十一条第一項中「第四十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

第十一条の二中「第四十二条第五項」を「第四十条第八項」に、「その報酬の額の二十二倍に相当する」を「当該組合員の資格を取得した日の属する月前一月間に同様の職務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した」に改める。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

（支払未済の給付を受けるべき者の順位）

第十一条の二の二　法第四十四条第三項に規定する同条第一項の規定による給付を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子（死亡した者が公務遺族年金（法第七十四条第三号に規定する公務遺族年金をいう。以下同じ。）の受給権者である夫であつた場合における組合員又は組合員であつた者の子であつてその者の死亡によつて公務遺族年金の支給の停止が解除されたものを含む。）、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。

第十一条の三第一項中「第五十二条」を「第五十一条」に改める。

第十一条の三の二第一項中「第五十二条の二」を「第五十二条」に改める。

第十一条の三の六の二第一項第一号中「第五十二条」を「第五十一条」に改める。

第十一条の三の九第二項第一号「（以下「旧国民年金法」という。）」を削り、同項第二号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、同項第四号を次のように改める。

四　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第十一条の三の九第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

第十一条の三の九第二項第五号を次のように改める。

五　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第十一条の三の九第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

第十一条の三の九第二項第六号を次のように改める。

六　平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第十一条の三の九第二項第七号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第二十一条から第二十九条までを削り、第五章中第二十条を第二十九条の三とし、第十九条を第二十八条とする。

第十七条第一項中「各事業年度における財政調整拠出金」を「毎事業年度、当該事業年度における財政調整拠出金（以下この条において「財政調整拠出金」という。）」に改め、「第百二条の三第一項」の下に「（第四号を除く。）」を加え、「国の概算財政調整拠出金の額」を「国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」に、「当該事業年度の三月三十一日までに」を「財務省令の定めるところにより、」に改め、同条第二項中「各事業年度」を「毎事業年度」に、「国の概算財政調整拠出金の額」を「国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」に改め、「第百二条の三第一項」の下に「（第四号を除く。）」を加え、同項ただし書中「この条」を「この項及び次項」に、「地方の概算財政調整拠出金の額」を「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」に改め、同条第三項中「各事業年度」を「毎事業年度」に、「地方の概算財政調整拠出金の額」を「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」に改め、「第百十六条の三第一項」の下に「（第四号を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

4　前三項の規定は、法第百二条の三第一項（第一号から第三号までを除く。）の規定による地方公務員共済組合連合会に対する退職等年金給付に係る拠出金の拠出について準用する。この場合において、第一項中「第四号」とあるのは「第一号から第三号まで」と、「国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」とあるのは「国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額」と、第二項中「国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」とあるのは「国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額」と、「第四号」とあるのは「第一号から第三号まで」と、「第三十条の六第一項」とあるのは「第三十条の六第四項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」とあるのは「地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額」と、前項中「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」とあるのは「地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額」と、「第四号」とあるのは「第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

5　前三条及び前各項に規定するもののほか、財政調整拠出金の拠出に関し必要な事項は、財務大臣が定める。

第四章の二中第十七条を第二十八条とする。

第十六条の見出し中「長期給付」を「厚生年金保険給付等」に改め、同条中「長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る連合会の」を「厚生年金保険給付に要する費用及び当該厚生年金保険給付と地方の事務に要する費用に係る」に、「長期給付と地方の組合の長期給付」を「厚生年金保険給付と地方の組合の厚生年金保険給付」に、「に規定する国の長期給付」を「及び第三号に規定する国の厚生年金保険給付等」に改め、同条を第二十七条の二とする。

第十五条の見出し中「長期給付」を「厚生年金保険給付等」に改め、同条中「長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る連合会の」を「厚生年金保険給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金を含む。以下この条及び次条において同じ。）に要する費用及び当該厚生年金保険給付の事務に要する費用に係る」に、「長期給付と地方の組合の長期給付」を「厚生年金保険給付と地方の組合の厚生年金保険給付」に、「同条第一項第二号に規定する国の長期給付等」を「法第百二条の三第一項第二号及び第三号に規定する国の厚生年金保険給付等」に改め、同条を第二十七条とする。

第十四条の見出しを「（国の調整対象費用の額）」に改め、同条中「組合の長期給付に要する費用から法第九十九条第二項第三号に掲げる費用を控除したもの」を「厚生年金保険法第八十四条の六第一項に規定する拠出金算定対象額に同法第二条の五第一項に規定する実施機関である連合会に係る同法第八十四条の六第一項第一号に掲げる率を乗じて得た額に相当する費用」に改め、同条を第二十六条とする。

第十三条第一項第一号中「第九十九条第二項第二号及び第三号」を「第九十九条第二項第三号」に、「並びに同条第四項（同条第六項及び第七項」を「及び同条第五項（同条第七項及び第八項」に、「含む。）の」を「含む。以下この号において同じ。）の」に、「第九条第一項に規定する長期給付」を「第九条第三項に規定する退職等年金給付に係るもの並びに法第九十九条第三項に規定する厚生年金保険給付に要する費用及び同条第五項の規定により負担することとなる費用であつて第九条第一項に規定する厚生年金保険給付」に、「又は」を「若しくは」に、「第九十九条第五項」を「第九十九条第六項」に、「、派遣先企業」を「又は派遣先企業」に改め、同項第二号中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「、派遣先企業」を「又は派遣先企業」に、「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、第四章中同条を第二十五条の四とする。

第十二条の五第一項及び第二項中「第九十九条第三項」を「第九十九条第四項」に改め、同条第三項中「第九十九条第三項各号」を「第九十九条第四項各号」に改め、同条を第二十五条の三とする。